

特定非営利活動法人
全日本ディベート連盟

定款

CoDA

制定2002年3月25日
一部改正2004年3月18日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全日本ディベート連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野742-1 中央大学文学部社会学科 矢野研究室におく。

(目的)

第3条 この法人は、学生を主対象とした講習会、大会の実施、サークル活動の支援等のディベートに関する事業を行うことで、教育機関や社会一般でのディベート普及と発展を促進することをもって、民主主義の基本である議論によって問題を解決する文化を社会に浸透させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学生を主対象としたディベート大会の開催
- (2) ディベート理論及び議論文化の普及を行う講習会の開催
- (3) 学生を対象にしたディベートに関する合宿の開催
- (4) 中学生・高校生に対するディベート教育及び資料提供などの支援
- (5) 他ディベート団体が行う大会への審判員の派遣
- (6) 他ディベート団体が行う講習会等への講師・コーチの派遣
- (7) 大学サークルに対するディベート理論並びにサークル運営・新入生教育・相互交流のための情報収集及び提供
- (8) その他、第3条の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、以下の通りとし、正会員をもって特定非営利活動法人法(以下、法と省略する)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) アソシエート会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。

2 理事会は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、第1項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面等をもってその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して6月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令、この法人の定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員をおく。なお、監査役をもって法上の監事とする。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監査役 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 監査役、次二項以外の理事は総会において選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため役員を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。

3 総会で選任された理事の数の半数までは、理事会の承認により理事を随時追加できる。

4 前二項の場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において報告しなければならない。

5 代表理事は、理事の互選によって選任する。

6 監査役は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務執行を総理する。

2 理事は、理事会を構成する。

3 監査役は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条における最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監査役のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(辞任)

第19条 役員は、相当と認められる事由を明記した書面をもって申請し、理事会の議決による承認をもって辞任することができる。

(役員報酬及び費用弁償)

第20条 理事・監査役は、その総数の3分の1以下の範囲内において、総会の議決に基づき、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 会議

第1節 総則

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第2節 総会

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (5) 監査役が必要と認めた事項
- (6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監査役が招集するとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りでない。

(総会での表決権等)

第31条 正会員の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、または日時・事項を指定した委任状(電子メールによるものも含む)をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 その事業年度の会費等を未納の正会員は納入まで表決権を凍結し、定足数・議決数に関する総数から除く。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が承認した上、公開しなければならない。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した業務に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監査役から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事会の議長あるいは代表理事が招集する。ただし、前条第2項の場合で代表理事が特別の利害関係を有する議題の時はその理事の代表が招集することができる。

- 2 招集権者は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までには通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、招集権者が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。
- 3 理事会の定足数は、理事総数の3分の1とする。

(理事会の表決権等)

第39条 理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事録については、この定款の第32条を準用する。

第5章 資産及び会計

(構成及び区分)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、理事会の議決及び監査役の監査を受けた後、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 総会に出席した正会員の3分の2以上による議決。ただし、第2条において定められた法人の所在を変更する際については、過半数による議決を経なければならない。

(2) 法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を経なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときには、理事が清算人となる。ただし合併による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)するときの残余財産の帰属は、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人のうち、総会において出席した過半数の議決を経て選定する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 9 章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、以下の通りとする。
代表理事 瀧本 哲史
理 事 上田 渉
理 事 工藤 博司
理 事 黒沢 敏浩
理 事 小山 雄輔
理 事 志村 哲祥
理 事 瀬能 和彦
理 事 筑田 周一
理 事 長良 敏希
理 事 樋口 真弓
理 事 藤本 洋介
理 事 矢野 善郎
理 事 山中 允
監 査 役 橋本慎一朗
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、次事業年度の総会において次期役員が選出されるまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から2002年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、入会金は当面の間徴収せず、年会費を正会員の内団体の会員2万円、個人の会員1万円、アソシエート会員3000円とする。

以上